

随意契約結果書

物品等の名称及び数量	令和6年度 厳木ダム地域協働管理委託
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 武雄河川事務所長 寺尾 直樹 佐賀県武雄市武雄町大字昭和7 4 5
契 約 締 結 日	令和 6 年 1 0 月 1 0 日
契約の相手方の氏名及び住所	唐津市長 峰 達郎
契約金額 （消費税及び地方消費税含む）	¥ 1 , 4 1 0 , 9 7 0 -
予定価格 （消費税及び地方消費税含む）	¥ 0 -
随意契約によることとした理由	別紙のとおり
備 考	

随 意 契 約 理 由 書

1. 件名
令和6年度 巖木ダム地域協働管理委託
2. 履行場所
佐賀県唐津市巖木町広瀬地先
3. 随意契約の相手方
佐賀県唐津市西城内1番1号
唐津市長 峰 達郎
4. 随意契約適用法令
会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4
項第3号
5. 当該工事の目的・内容及び随意契約に付する理由
 - 1) 当該工事の目的
巖木ダムは、地元住民にとって地域の核となる施設であり、昔から住民の生活と密接に関わっており、現在でも住民のダムへの関心は高く、ダムへの愛護、美化思想の普及した、洪水等に対する防災意識も高い地域である。
ダム管理の一部作業を委託することで、実作業を行う地元住民のダムに対する関心や洪水等に対する防災意識、愛護、美化思想の維持を図り、地域と一体となったダム管理の実現に寄与するものである。
 - 2) 工事の内容
巖木ダムの安全性確保と環境保全のため除草を行うものである。
 - 3) 随意契約に付する理由
当該契約は、その内容について事前に委託先の唐津市と実作業（再委託先）の地元住民の同意を得ているところであり、河川法第99条の規定を根拠法令とし、唐津市委託するものである。
契約にあたっては、契約の相手方が一に定められ、競争性のない随意契約によらざるを得ないことから、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4項第3号の規定により、随意契約するものである。

(随意契約理由書作成者)
巖木ダム管理支所長